

刈谷市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刈谷市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成26年条例第35号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定により許可を受けようとする者は風致地区内行為許可申請書（様式第1号）を、同項の規定により許可を受けた行為の内容を変更しようとする者は風致地区内行為変更許可申請書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる行為の種類に応じ当該各号に定める書類並びに別表第1に掲げる行為の種類に応じ同表に定める図面及び現況写真（条例第3条第1項の規定により許可を受けた行為の内容の変更の申請にあつては、当該変更に係るものに限る。）を添付しなければならない。

(1) 条例第3条第1項第1号に規定する建築物の建築 建築物概要書（様式第3号）

(2) 条例第3条第1項第1号に規定するその他工作物の建設 工作物概要書（様式第4号）

(3) 条例第3条第1項第2号に規定する宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 土地形質変更概要書（様式第5号）

(4) 条例第3条第1項第3号に規定する水面の埋立て又は干拓 水面の埋立干拓概要書（様式第6号）

(5) 条例第3条第1項第4号に規定する木竹の伐採 木竹伐採概要書（様式第7号）

(6) 条例第3条第1項第5号に規定する土石の類の採取 土石の類採取概要書（様式第8号）

(7) 条例第3条第1項第6号に規定する建築物その他の工作物の色彩の変更 建築物その他の工作物色彩変更概要書（様式第9号）

(8) 条例第3条第1項第7号に規定する屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 土石、廃棄物又は再生資源の堆積概要書（様式第10号）

(許可書の交付等)

第3条 市長は、前条に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、条例第4条に規定する許可の基準に適合していると認めたときは、風致地区内行為許可書(様式第11号)を交付する。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、条例第4条に規定する許可の基準に適合していないと認めたときは、風致地区内行為不許可決定通知書(様式第12号)により通知する。

(標識の設置)

第4条 条例第4条の規定により許可を受けた者は、当該行為地の見やすい場所に風致地区内行為許可標識(様式第13号)を設置しなければならない。

(地位の承継)

第5条 条例第4条の規定により許可を受けた者から当該許可に係る行為を行う権原を取得した者は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により地位を承継した者は、速やかに風致地区内行為承継届(様式第14号)を市長に提出しなければならない。

(中止等の届出)

第6条 条例第4条の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る行為を中止し、廃止し、又は完了したときは、速やかに風致地区内行為中止・廃止・完了届(様式第15号)を市長に提出しなければならない。この場合において、当該届出が当該許可に係る行為の完了に係るものであるときは、当該行為後の風致地区の状況を写した写真を添付しなければならない。

(木竹が良好に保全される土地等)

第7条 条例第4条第5号アの木竹が良好に保全される土地として規則で定める土地は、位置、面積及び植生状態が当該土地及びその周辺における風致の維持上有効である土地とする。

2 条例第4条第5号アの適切な植栽が行われる土地として規則で定める土地は、10平方メートルにつき、高木(別表第2に掲げる樹木で、植栽時の高さが2メートル以上のものをいう。以下同じ。)2本、高木1本及び低木(高木以外の樹木で、植栽時の高さが0.5メートル以上のものをいう。以下同じ。)

3本又は低木6本のいずれかの植栽がなされる土地とする。

(条例第5条第13号ウの規則で定める業務)

第8条 条例第5条第13号ウの規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

(1) 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第2条第5号に規定する有線テレビジョン放送による次に掲げる放送の再放送の業務(放送法(昭和25年法律第132号)第140条第1項の規定による再放送の業務を除く。)

ア 放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送

イ 放送法第2条第19号に規定する多重放送で同条第18号に規定するテレビジョン放送の電波に重畳して行うもの

(2) 放送法第64条第1項に規定するラジオ放送による放送法施行規則第142条第1号ロ(1)に規定する共同聴取業務

(協議の手続)

第9条 条例第6条の規定により協議しようとする者は、風致地区内行為協議書(様式第16号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の協議書には、第2条第2項各号に掲げる行為の種類に応じ当該各号に定める書類並びに別表第1に掲げる行為の種類に応じ同表に定める図面及び現況写真を添付しなければならない。

3 条例第6条の規定により協議した者は、当該協議に係る行為を中止し、廃止し、又は完了したときは、速やかに風致地区内行為中止・廃止・完了届を市長に提出しなければならない。この場合において、当該届出が当該協議に係る行為の完了に係るものであるときは、当該行為後の風致地区の状況を写した写真を添付しなければならない。

(通知の手続)

第10条 条例第7条の規定により通知しようとする者は、風致地区内行通知書(様式第17号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の通知書には、第2条第2項各号に掲げる行為の種類に応じ当該各号に定める書類並びに別表第1に掲げる行為の種類に応じ同表に定める図面及び現況写真を添付しなければならない。

3 条例第7条の規定により通知した者は、当該通知に係る行為を中止し、廃止し、又は完了したときは、速やかに風致地区内行為中止・廃止・完了届を市長

に提出しなければならない。この場合において、当該届出が当該通知に係る行為の完了に係るものであるときは、当該行為後の風致地区の状況を写した写真を添付しなければならない。

(身分証明書)

第11条 条例第9条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第18号)とする。

(書類の提出部数)

第12条 条例及びこの規則により市長に提出する書類の提出部数は、次に掲げるとおりとする。

(1) 風致地区内行為許可申請書及び添付書類 正本1部及び副本1部

(2) 風致地区内行為変更許可申請書及び添付書類 正本1部及び副本1部

(3) その他の書類 1部

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和45年愛知県規則第64号)の規定により提出されている申請書、届出書その他の書類は、この規則の規定により提出されたものとみなす。

附 則(平成28年3月28日規則第4号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行前にされた行政庁の処分又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年4月1日規則第3号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1（第2条、第9条、第10条関係）

行為の種類	図面等の種類	縮尺又は大きさ	図面等に明示しなければならない事項
建築物の建築その他工	位置図	5万分の1以上	方位、行為箇所及び縮尺
作物の建設	配置図	500分の1以上	方位、壁面線からの距離、敷地の境界線、風致地区の区分に係る区域の境界線、林況（樹木の樹種、位置及び高さを明記すること。）、建築物その他の工作物の位置及び縮尺
	平面図	100分の1以上	方位、間取り及び縮尺
	2面以上の立面図	100分の1以上	外部仕上材料、外部仕上色彩及び縮尺
	断面図	100分の1以上	主要部分の材料及び縮尺
	現況写真	名刺判以上	行為地及びその周辺
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更、水面の埋立て若しくは干拓又は土石の類の採取	位置図	5万分の1以上	方位、行為箇所及び縮尺
	平面図（現況及び計画）	500分の1以上	方位、行為地の境界線、風致地区の区分に係る区域の境界線、林況（樹木の樹種、位置及び高さを明記すること。）、断面の位置、土石の類の採取の区域（土石の類の採取の場合に限る。）、排水の現況又は処理計画及び縮尺
	縦横断面図（現況及び計画）	縦100分の1以上・横10	現況と行為後の対比及び縮尺

	び計画)	0 0 分の 1 以上	
	現況写真	名刺判以 上	行為地及びその周辺
木竹の伐採	位置図	5 万分の 1 以上	方位、行為箇所及び縮尺
	平面図	5 0 0 分 の 1 以上	方位、林況（樹木の位置及び高さを明記すること。）、伐採区域又は位置及び縮尺
	現況写真	名刺判以 上	行為地及びその周辺
建築物その 他の工作物 の色彩の変 更	位置図	5 万分の 1 以上	方位、行為箇所及び縮尺
	配置図	5 0 0 分 の 1 以上	立面図の箇所及び縮尺
	2 面以上 の立面図	1 0 0 分 の 1 以上	変更箇所、外部仕上色彩及び縮尺
	現況写真	名刺判以 上	行為地及びその周辺
屋外におけ る土石、廃 棄物又は再 生資源の堆 積	位置図	5 万分の 1 以上	方位、行為箇所及び縮尺
	平面図 （現況及 び計画）	5 0 0 分 の 1 以上	方位、行為地の境界線、堆積物の種類、堆積の区域及び高さ、建築物その他の工作物の位置、林況（樹木の樹種、位置及び高さを明記すること。）、断面の位置、排水の現況又は処理計画並びに縮尺
	縦横断面 図 （現況及 び計画）	縦 1 0 0 分の 1 以 上・横 1 0 0 0 分の	現況と行為後の対比及び縮尺

		1 以上	
	現況写真	名 刺 判 以 上	行為地及びその周辺

別表第2（第7条関係）

<p>樹種</p>	<p>アラカシ、イスノキ、イチイ、イチョウ、ウメ、エゴノキ、エノキ、カエデ類、カクレミノ、カナメモチ、キリ、キンモクセイ、クス、クスギ、クロガネモチ、ケヤキ、コナラ、コブシ、サカキ、サクラ類、サザンカ、サルスベリ、サンゴジュ、シイ、シダレヤナギ、シュロ、シラカシ、スギ、ソテツ、タイサンボク、タブノキ、ツバキ、トチノキ、ニレ、ネズミモチ、ハナノキ、ハナミズキ、ヒイラギ、ヒノキ、ヒマラヤスギ、マキ類、マツ類、マテバシイ、ムクゲ、ムクノキ、ムラサキハシドイ、メタセコイア、モクレン、モッコク、ヤマモモ、ユズリハその他市長が認めるもの</p>
-----------	---